

神奈川県小学生バレーボール連盟登録規程

第1条（目的）

この規程は、神奈川県小学生バレーボール連盟規約第20条の規定により、神奈川県小学生バレーボール連盟（以下「本連盟」という。）の所属チーム及び選手の登録に関し必要な事項を定める。

第2条（登録要件）

- 1 本連盟に加盟するチームに登録する選手は、神奈川県内に在住又は在学し、12歳以下の小学校又は各種学校に在籍する児童でなければならない。
- 2 本連盟に登録するチームは、神奈川県内に主たる練習会場がなければならない。
- 3 本連盟に登録するチーム及び選手は、神奈川県内の各地域小学生バレーボール連盟の承諾を受けなければならない。

第3条（登録期間）

登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第4条（登録）

- 1 チーム又は選手の登録は、財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という。）及び日本小学生バレーボール連盟（以下「日小連」という。）が定める登録規程による。
- 2 チームを登録するときは、JVAの定める登録規程に基づき手続きを行い、本連盟に登録費を納めなければならない。
- 3 選手を登録するときは、JVAの定める登録規程に基づき手続きを行い、会費の納入をもって手続きの完了とする。

第5条（登録抹消）

- 1 チーム責任者は、所属する選手が退部するときは、速やかに登録抹消の手続きをしなければならない。
- 2 登録抹消の効力は、その手続きを完了した日から発生する。

第6条（追加登録）

- 1 チーム責任者は、当該チームに選手が新たに入部したときは、速やかに追加登録の手続きをしなければならない。
- 2 追加登録の効力は、第4条第3項の規定による手続きを完了した日から発生する。

第7条（移籍）

- 1 移籍とは、次の各号の行為をいう。
 - (1) 登録選手が所属するチームを退部し、別のチームに登録すること。
 - (2) チームが解散し、そのチームに所属していた選手が別のチームに登録すること。
 - (3) チームが解散し、そのチームに所属していた選手が新たに登録したチームに登録すること。
- 2 本連盟に加盟するチーム間における選手の移籍に関する手続きは、次のとおりとする。
 - (1) 当該選手の登録抹消の手続きについては、本規程第5条の規定による。
 - (2) 当該選手の追加登録の手続きについては、本規程第4条の規定による。ただし、その年度内において新たな会費の納付は必要としない。
 - (3) 前号の規定により追加登録された選手は、本規程第3条の規定にかかわらず追加登録が完了した日以降最初に開催される以下の大会への出場は認められない。ただし、当連盟会長が教育的な配慮をすることが必要と認めた場合は、この限りではない。
 - ①春季研修大会
 - ②全日本バレーボール小学生大会神奈川県大会
 - ③秋季大会

第8条（虚偽の登録）

虚偽の登録をしたとき、又は登録に関しスポーツマン精神に反する行為と本連盟が認めたときは、次の制裁を与えることがある。

- (1) チーム責任者又は指導者に対し本連盟賞罰規程による制裁。
- (2) 選手及びチームの登録拒否、又は一定期間本連盟が主催する大会への出場停止。

第9条

- 1 本規程は、日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程より優先する。
- 2 本規程に規定がないものについては、財団法人日本バレーボール協会、日本小学生バレーボール連盟及び財団法人神奈川県バレーボール協会の定める登録規程による。

附 則

- (1) 本登録規程は、平成18年4月1日より施行する。
- (2) 本登録規程は、平成23年4月1日より施行する。